

世界と伍する研究大学専門調査会の設置について（案）

令和3年3月16日

総合科学技術・イノベーション会議

- 1 総合科学技術・イノベーション会議令第2条第1項に基づき、
総合科学技術・イノベーション会議に世界と伍する研究大学専門
調査会を設置する。

世界と伍する研究大学専門調査会は、世界と伍する研究大学を
実現するために必要な制度改革及び大学ファンド事業に係る制度
について調査・検討を行う。

- 2 総合科学技術・イノベーション会議令第1条第1項に基づき、
総合科学技術・イノベーション会議に、世界と伍する研究大学及
び大学ファンド事業について調査・検討を行う専門委員を置くこ
とにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

(参考 1)

1. 検討事項

- 世界と伍する研究大学を実現するために必要な制度改革
- 大学ファンド事業に係る制度

2. 調査・検討期間

おおむね 1 年間を目途として、世界と伍する研究大学及び大学
ファンド事業の調査・検討の結果を取りまとめる。

(参考2)

○総合科学技術・イノベーション会議令（平成12年政令第258号）〔抜粋〕
（専門委員）

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術・イノベーション会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。